

2020年7月22日  
ユニチカ株式会社

各 位

#### 訴訟に関するお知らせ

当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払い等を請求するよう求めている訴訟（当社は補助参加人として参加）につきましては、2020年7月21日、最高裁判所第三小法廷において、当社らの上告および上告受理申立てについて、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、お知らせいたします。

以 上